

## 尼崎21世紀の森づくり協議会設置要綱

## (設置)

第1条 環境の世紀といわれる21世紀を迎え、自然環境の回復・創造によりゆとりとうるおいのある快適な都市環境を創出し、都市を再生するまちづくりの先導的プロジェクトである「尼崎21世紀の森」づくり（以下「森づくり」という。）を参画と協働により推進するため、「尼崎21世紀の森づくり協議会」（以下「協議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 森づくり推進の方向性について協議し、市民、企業、行政等各主体の取り組みを促すこと。
- (2) 森づくりの参画と協働を拡大させていくためのしくみづくりに関すること。
- (3) 森づくり推進に関する意見、提案を行うこと。
- (4) 森づくり推進に資する対外的、広域的な情報の発信及び働きかけに関すること。
- (5) その他森づくりの推進に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員で組織する。

## (会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議が開かれる前に委任状を会長に提出しなければならない。
- 5 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者（以下「ゲスト委員」という。）の出席を求めることができる。

## (検討会)

第6条 協議会に、特別の事項を調査検討させるため、必要に応じて検討会を置くことができる。

- 2 検討会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 検討会に委員長を置く。
- 4 委員長は、検討会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 委員長及び検討会の会議については、第4条第3項及び第4項並びに第5条第1項、第3項及び第5項の規定を準用する。
- 6 検討会は、当該特別の事項の調査検討が終了したときは、解散するものとする。

#### (委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (謝金)

第8条 委員（当協議会で定める学識経験者）が会議、検討会（以下「会議等」という。）に出席したとき又はその他協議会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第5条、第6条の規定に基づき、ゲスト委員が会議等に出席したとき又はその他協議会の職務に従事したときは、委員と同額の謝金を支給する。
- 3 第5条第4項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

#### (旅費)

第9条 委員（当協議会で定める学識経験者）が会議等に出席したとき又はその他協議会の職務に従事したときは、旅費を支給する。

- 2 委員（当協議会で定める学識経験者並びに兵庫県及び尼崎市の職員である委員を除く。）が会議に出席したときは、旅費を支給する。
- 3 第1項及び前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定に基づく額とする。
- 4 第5条、第6条の規定に基づき、ゲスト委員が会議等に出席したとき又はその他協議会の職務に従事したときは、前項の規定に準じて旅費を支給する。
- 5 第5条第4項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、第3項の規定に準じて旅費を支給する。

#### (事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、兵庫県阪神南県民センター尼崎港管理事務所、尼崎市都市整備局土木部公園計画・21世紀の森担当及びその他協議会の構成員をもって充てる。
- 3 運営等事務処理上必要な文書については、兵庫県阪神南県民センター尼崎港管理事務所において、処理する。

#### (補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年11月10日から施行する。

#### (この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

#### (招集の特例)

- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、兵庫県県土整備部まちづくり局長が招集する。

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

尼崎21世紀の森づくり協議会 委員名簿

氏名	肩書等
東 朋子	NPO法人コミュニティ事業支援ネット理事長
今岡 政彦	尼崎商工会議所総務部副部長
岸本 幸三	NPO法人尼崎21世紀の森理事
上月 康則	徳島大学大学院教授
小谷 典子	尼崎市社会福祉協議会理事
志賀 俊彦	神戸新聞社編集局ネクスト編集部長
芝 俊一	尼崎市都市整備局長
高木 一宇	アマフォレストの会会長
塚本 治	新日鐵住金(株)鋼管事業部尼崎製造所総務部長
鳥居 祐典	阪神電気鉄道(株)経営企画室部長
中瀬 勲	兵庫県人と自然の博物館館長
成ヶ澤 紀彦	尼崎青年会議所一空特別室常任特別議長
西村 善明	尼崎鉄工団地協同組合理事長
平山 直樹	尼崎市教育委員会事務局学校教育部長
藤本 真里	兵庫県立大学講師
松田 直人	兵庫県阪神南県民センター長
山田 隆	日本山村硝子(株)CSR推進室長
和田 敦裕	尼崎信用金庫執行役員地域支援部長

※五十音順